

# 南部町教育支援センターがスタートします!

教育委員会では児童生徒、保護者の方を対象に就学全般に関して相談や支援を行う『南部町教育支援センター』を設立しました。

## ◇ 教育支援センターとは

就学に関する総合相談窓口です。学校、学習での不安や悩み等のお困りごとなどの相談を受け、関係機関と連携を図りながら必要に応じて支援や援助を行います。スタッフは豊富な教育経験をもつ教員OB等が担当します。



## ◇ 所在地

南部町総合会館 1 階 (役場分庁舎隣り)  
南部町内船 4473-1 電話：0556-64-4850

## ◇ 開所時間

毎週月曜日～金曜日 午前9時～正午  
(ただし、役場閉庁日及び8月13日～16日は除く)



## ◇ 主要事業の概要

### ① 青少年の教育相談

教育に関する悩みや不安を抱える青少年と保護者に対して面接相談、電話相談に応じます。開所時間内に来所いただくかお電話をお願いします。

### ② 適応指導教室の運営

心の悩みや不安を持ち、登校できずにいるお子さんに対し、教員OB等のスタッフが話し相手や学習の支援などを行い目標達成に向けて活動を行う適応指導教室『チャレンジ教室』を開所します。この教室は通所型で教育支援センター内に開設します。

### ③ 学力向上対策

学習意欲の高揚と学力向上の一助とするため、教員OB等が学習支援を行う『なんぶ未来塾』を開所します。対象者は小学5・6年生及び中学生とし、毎月1回土曜日に行います。通所・自習型で、会場は改善センター(富沢地区)、総合会館(南部地区)に開設します。

### ④ 特色ある南部町教育の実現

“次代を担うチャレンジ精神にあふれるたくましいリーダーの育成”を基本理念とし、特色ある南部町教育を推進します。平成26年度は本町で蒙軒学舎の時代から行われ歴史ある「英語教育」に着目し、ALT(外国人英語助手)とともに活動し、生きた英語を身に着ける日帰り野外活動『イングリッシュキャンプ』を開催します。開催は夏休みを予定しています。

お気軽にお問い合わせください

## ◇ お問い合わせ先

南部町教育支援センター 0556-64-4850 担当：佐野



# 後期高齢者医療制度の保険料率改定のお知らせ

『後期高齢者医療制度では、2年に一度保険料率を見直すこととされており、今回、平成26・27年度の保険料率を改定しましたのでお知らせします。

なお、平成26年度の保険料額は、前年中の所得が確定した後で決定します。7月中旬ごろ「保険料額決定通知書」をお送りする予定です。』

<p>平成24・25年度の保険料率</p> <p>均等割額 39,670円</p> <p>所得割率 7.86%</p>	➔	<p>平成26・27年度の保険料率</p> <p>均等割額 40,490円</p> <p>所得割率 7.86%</p>
---	---	---

お問合せ 山梨県後期高齢者医療広域連合 住所 甲府市蓬沢一丁目15番35号 電話番号 055-236-5671

## 「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます

消費税率8%への引上げによる低所得者及び子育て世帯への影響を緩和するため、国から次の給付措置が講じられます。

### ○臨時福祉給付金

#### 1. 臨時福祉給付金とは…

所得の低い方々に与える負担の影響に鑑み、所得の低い方々に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給します。

#### 2. 給付対象者

平成26年度の町県民税（均等割）が課税されていない方。

※町県民税（均等割）が課税されている方の扶養親族や生活保護制度の被保護者は除く

#### 3. 給付額

給付対象者1人につき 1万円

給付対象者の中で、次に該当する方は 5千円を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

【お問合せ先】 分庁舎 福祉保健課 ☎64-4836 (直通)

### ○子育て世帯臨時特例給付金

#### 1. 子育て世帯臨時特例給付金とは…

子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な措置として給付金を支給します。

#### 2. 給付対象者

平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給されている方。

※平成25年の所得が児童手当の所得制限額を超える方は対象外

#### 3. 対象児童

平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童。

※臨時福祉給付金の対象となる児童および生活保護制度の被保護者は対象外

#### 4. 給付額

対象児童1人につき 1万円

【お問合せ先】 分庁舎 子育て支援課 ☎64-4830 (直通)

**注意事項** ①平成26年度の町県民税（均等割）の課税状況の確認が必要となります。申告がお済みでない方は申告をしてください。

②申請先は基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村となります。

③詳細については、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。

④給付措置を装った振り込め詐欺などにご注意ください。

申請手続き等の詳細については、現在準備中です。決定次第、町広報誌・ホームページ等でお知らせいたします。

## 平成26年度の特別児童扶養手当 特別障害者手当等の手当額

### 特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護している父母等に支給される手当です。(障害年金を受取る事ができる場合や障害児施設等に入所している場合は対象となりません。)

- ・身体障害者手帳1級から3級程度
- ・療育手帳A1からB1程度

または同程度の精神障害のある場合

#### ○手当額(月額)

- 1級 49,900円
- 2級 33,230円

### 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給される手当です。(身体障害者療護施設等に入所している場合や病院等に3ヶ月以上収容された場合は対象になりません。)

・身体障害者手帳1級程度、療育手帳A程度、又は同程度の精神障害のある場合

#### ○手当額(月額)

26,000円

### 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給される手当です。(障害年金を受取る事ができる場合や障害児施設等に入所している場合は対象となりません。)

- ・身体障害者手帳1級から2級程度
- ・療育手帳A程度または同程度の精神障害のある場合

#### ○手当額(月額)

14,140円

#### お問合せ

役場福祉保健課

☎64-4836(直通)

## 消費税引上げに伴う介護報酬改定のお知らせです

### ①平成26年4月から介護保険サービスの利用者負担が変わりました。

平成26年4月から消費税率の引き上げ(5%から8%)に伴い、平成26年4月以降に利用する介護保険の利用者負担も変更になりました。

ただし、引き上げ分の3%がそのまま上乗せされるのではなく、サービスによって上乗せ率は異なりますが、全体で平均0.63%の上乗せとなります。

サービスの利用者負担(要介護2の場合)

(例)通所介護(デサービス)7時間以上9時間未満の場合 811円/回 → 817円/回

### ②介護保険被保険者証の取り扱いについて

今回の介護報酬改定により、要介護度別に決められている区分支給限度基準額も引き上げられます。介護保険被保険者証に区分支給限度基準額の記載がありますが、消費税引き上げに伴う区分支給限度基準額の変更による差し替えは行いません。

平成26年4月以降につきましては、発行済みの被保険者証に記載された改定前の区分支給限度基準額を改定後の区分支給限度基準額に読み替えていただくようお願いいたします。

支給限度基準額等の詳しい内容につきましては、福祉保健課介護保険係までお問い合わせください。

お問合せ 福祉保健課介護保険係 ☎64-4836(直通)

## 平成26年度4月1日から 身体障害者認定基準が変わります

医療技術の進歩により、ペースメーカー植え込み、人工関節等の置換をされても社会生活に大きな支障がない程度に日常生活活動が改善される方が多くなつたことを踏まえ、医学的見地から検討を行い平成26年4月から身体障害者認定基準を見直すこととしました。

### ・心臓機能障害

ペースメーカー等を植え込んだ方は、  
これまでは一律1級

見直し後

機器への依存度や日常生活活動の制限の程度により  
1級、3級、4級

### ・肢体不自由(人工関節等の置換者)

・股関節、膝関節の置換をされた方は、これまでは一律4級  
・足関節の置換をされた方は、これまでは一律5級

見直し後

置換術の障害状態(関節可動域等)を評価し、  
・股関節、膝関節は 4級、5級、  
7級、非該当

・足関節は 5級、6級、7級、  
非該当  
いずれかに認定

■お問合せ 福祉保健課 ☎64-4836(直通)